

(平成24年8月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年10月から56年3月までの国民年金保険料（付加保険料を含む。）については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年11月から41年5月まで
② 昭和55年10月から56年3月まで
③ 昭和57年4月から61年3月まで
④ 平成元年9月から11年10月まで
⑤ 平成13年4月から同年9月まで

結婚前の申立期間①については、私はA町に住み、家の商売を手伝っていたので、父親が私の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してくれていたと聞いている。父親からは当時の詳しいことまでは聞いていないが、父親が保険料を納付してくれていたはずである。

また、結婚後はB市に住んでおり、義母に勧められて、私が申立期間①とは別に国民年金の加入手続きと付加年金の加入手続きを行い、最初は私が保険料（付加保険料を含む。）を納付し、申立期間②及び③については、義母が私の代わりに昭和61年に第3号被保険者の制度ができるまで保険料（付加保険料を含む。）を納付してくれていたと聞いているので、義母がこれらの保険料を納付してくれていたはずである。

申立期間④及び⑤についても、私は一部の期間、C市に住所地があったが、義母は引き続きB市に住み、同市で国民年金保険料を納付しておいてくれたと聞いた覚えがあるため、義母が私の代わりに保険料を納付してくれていたと思う。

父親と義母は既に亡くなっており証言をしてもらうことができず、領収書なども残っていないが、申立期間について、国民年金保険料（申立期間②及び③は付加保険料を含む。）を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及び申立人が所持する国民年金手帳によると、申立人は、婚姻後居住していたとするB市において、昭和49年3月に国民年金の任意加入被保険者として資格を取得し、併せて付加保険料を納付する申出を行っており、その後、同資格を喪失したのは57年12月であったことが確認できるため、申立期間②及び申立期間③のうち、同年4月から同年11月までの期間については、当時、引き続き国民年金の加入期間であったことから、保険料（付加保険料を含む。）を納付することは可能であった（当該期間については、いずれもオンライン記録上は平成13年12月6日付けで国民年金に未加入へと訂正されている。）。

また、申立期間②前後の期間については、上記のとおり、任意加入被保険者資格を取得した昭和49年3月から申立期間②直前までの保険料（付加保険料を含む。）は未納無く納付され、申立期間②直後に当たる昭和56年度についても、同様に保険料（付加保険料を含む。）が納付されているため、申立人及び前後の保険料を納付したとする義母は、当時、年金制度への関心及び保険料の納付意識は高かったものとみられる。このように、これら前後の保険料は納付されていること、及び当該保険料を納付したとする義母の生活状況に大きな変化は認められないことを勘案すると、6か月と短期間である申立期間②については、義母が保険料（付加保険料を含む。）を納付していたと考えても不自然ではない。

2 一方、申立人は、婚姻（昭和41年6月*日届出）前の国民年金に係る加入手続及び保険料納付については直接関与しておらず、これらを行っていたとする父親は既に亡くなっていることから、婚姻前の国民年金に係る加入手続及び保険料納付の詳細は不明である。

また、申立人は、婚姻後の国民年金に係る手続及び保険料納付についても、前記の昭和49年3月の任意加入被保険者資格の取得等を行い、当初に保険料を納付したとしているのみで、申立期間の大半において直接関与しておらず、途中から申立人の代わりに国民年金に係る手続及び保険料納付を行っていたとする義母は既に亡くなっていることから、婚姻後の申立人が関与していない期間の手続及び保険料納付についての詳細は不明である。

3 申立期間①については、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年3月頃に払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に初めて申立人に係る国民年金の加入手続が行われ、当該手続以降の期間について任意加入被保険者の資格を取得する処理が行われたものとみられる。このことから、申立人は、申立期間①当時、国民年金に未加入であったこと

となり、父親が申立人に係る保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立期間①については、現在、国民年金の被保険者期間とされているものの、オンライン記録によると、この期間は申立期間①当時に加入手続が行われていたため被保険者期間とされているのではなく、平成 13 年 12 月 5 日付けで申立期間①の被保険者資格に係る記録整備のための取得及び喪失の追加処理が行われたことにより被保険者期間とされていることが確認でき、これは上記の申立期間①当時は未加入であったこととも整合する。

さらに、申立人が婚姻前に居住していたA町においても、申立人が申立期間①当時に国民年金に加入していた形跡は見当たらない。

- 4 申立期間③のうち、昭和 57 年 4 月から同年 11 月までについては、前記のとおり、直前の期間と同様に申立人は任意加入被保険者であった期間ではあるものの、i) 国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によると、「喪失年月日 原因」欄には、「57. 12. 29 5」との記載が確認できること、ii) 申立人が所持する国民年金手帳によると、「資格喪失」欄には「昭和 57 年 12 月 29 日」との記載が確認できることから、被保険者資格の喪失届が提出されたことにより、同年 12 月 29 日付けで任意加入被保険者の資格を喪失したことがうかがえる。当該期間は、この資格喪失日の直前の期間であることから、義母が保険料（付加保険料を含む。）を納付していたとまで推認することはできない。

また、申立期間③のうち、昭和 57 年 12 月から 61 年 3 月までについては、上記のとおり、申立人は 57 年 12 月 29 日付けで任意加入被保険者の資格を喪失しており、オンライン記録及び申立人が所持する国民年金手帳によると、その後国民年金の被保険者資格を取得したのは、61 年 4 月の第 3 号被保険者に係るものであったこととされていることから、申立人は当該期間においては国民年金に未加入であり、義母が保険料（付加保険料を含む。）を納付することはできなかったものと考えられる。

- 5 申立期間④のうち、平成元年 9 月から 10 年 12 月までについては、現在、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した元年 9 月に国民年金の被保険者資格を取得したとされているものの、オンライン記録によると、申立人は 10 年 12 月 24 日付けで「第 1 号被保険者該当勧奨」の対象者とされており、この時点で、申立人は国民年金に加入すべき対象者と扱われていたことが確認できる。前記のとおり、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないほか、申立人が当該期間に厚生年金保険の被保険者であった期間は確認できないことから、当該期間は上記の厚生年金保険の被保険者資格の喪失後、引き続き国民年金に未加入であったものとみられ、当該期間について、義母が保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、上記の加入勧奨が行われた時点を基準とすると、申立期間④のうち、平成元年9月から8年10月までの保険料は既に時効（2年）により遡って納付することはできない。

さらに、申立人に係る戸籍の附票及びオンライン記録によると、申立人は、申立期間④のうち、平成4年9月から11年2月まではC市に住所地があったこととされており、その前後の期間については、B市に住所地があったこととされている。C市において申立人が国民年金に加入していた形跡は見当たらないほか、国民年金保険料については、原則、被保険者の住所地で納付することとされているところ、申立人は同市において自身で保険料を納付した覚えは無いとしている上、同市に住所地があった申立人に係る保険料をB市に居住していたとする義母が同市で納付していたとは考え難い。

加えて、申立期間④のうち、平成11年1月から同年3月までについては、保険料免除期間とされているものの、申立人は当該期間についても義母が保険料を納付してくれていたと思うとしている。しかしながら、当該期間については、i) オンライン記録では、同年2月25日付けで保険料の免除申請が行われていたこととされているところ、これは、上記の申立人のC市からB市への住所変更に関する届出が行われた日と一致しているため、この同市への住所変更の申請とともに当該期間の保険料の免除申請を行っていたものとみられること、ii) 保険料の免除は、当時、原則として申請のあった日の属する月の前月から保険料の免除が承認されていたため、同年1月から保険料免除期間とされていることに不自然さは見受けられないことから、保険料の免除申請が行われていた当該期間について、義母が申立人に係る保険料を納付していたとは考え難い。

- 6 申立期間④のうち、平成11年4月から同年10月までの期間及び申立期間⑤については、前記のとおり、10年12月24日付けの加入勧奨後に保険料の免除申請（11年2月）が行われ、同年1月から同年3月までが承認されているため、その後に当たるこれら期間は国民年金の加入期間となり保険料の納付が可能であったものの、前記のとおり、申立人はこれら期間の国民年金の保険料納付について関与していないため詳細は不明であるほか、この頃になると、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少なくなっているものとみられる。

また、オンライン記録によると、申立期間④直後の平成11年11月から申立期間⑤直前の13年3月までの保険料については、同年12月20日に一括で遡って納付されているところ、この納付時期を基準とすると、申立期間④以前については既に時効が成立していることから、義母は、この時点において申立期間④以前の保険料を納付することができなかつたものとみられる。

さらに、申立期間⑤についても、直後の平成13年10月以降の保険料が

15年11月13日に一括で遡って納付されており、この納付時期を基準とすると、申立期間⑤以前の保険料については時効により納付できず、義母は、この時点において納付が可能であった保険料のみを納付していたものと推認される。

- 7 父親及び義母が申立期間①、③、④及び⑤の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 8 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年10月から56年3月までの国民年金保険料（付加保険料を含む。）を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成7年11月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成7年4月から同年6月までの標準報酬月額については18万円、同年7月から同年10月までの標準報酬月額については20万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月30日から同年11月1日まで

申立期間において、A社に継続して勤務し、給料から厚生年金保険料も控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、平成6年4月1日から7年10月31日までの期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年10月26日以降の同年12月4日に、申立人の同年7月及び同年10月の標準報酬月額に係る随時改定及び定時決定が取り消され、資格喪失日が同年4月30日と遡って処理されている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、平成7年4月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、雇用保険の記録により同年11月1日であると認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額は、上記随時改定及び定時決定の取消し前のオンライン記録から、平成7年4月から同年6月までは18万円、同年7月から同年10月までは20万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、平成13年2月から16年9月までは22万円、同年10月から17年8月までは28万円、同年9月から18年4月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②から⑦までに係る標準賞与額に係る記録については、申立期間②は19万3,000円、申立期間③は26万円、申立期間④は24万6,000円、申立期間⑤は25万1,000円、申立期間⑥は29万5,000円、申立期間⑦は26万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②から⑦までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 13 年 2 月から 18 年 4 月まで
② 平成 15 年 7 月 25 日
③ 平成 15 年 12 月 25 日
④ 平成 16 年 7 月 23 日
⑤ 平成 16 年 12 月 24 日
⑥ 平成 17 年 7 月 25 日
⑦ 平成 17 年 12 月 22 日

申立期間①について、毎月20万円以上の給与をもらっていたにもかかわらず、ずっと9万8,000円の標準報酬月額になっていることに納得できない。

また、毎年7月と12月に給与をもらっていたにもかかわらず、申立期間②から⑦までの期間について、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑦までについて、年金の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成16年1月から18年4月までの期間について、申立人から提出された銀行の取引明細表により、当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額（9万8,000円）を大幅に超える額（18万円から29万円まで）の給与振込が確認できる。

また、課税庁から提出された課税資料において確認できる年間支払金額及び社会保険料控除額、並びに複数の同僚の給与支給明細書において確認できる保険料控除額の推移から判断すると、申立人は、平成16年1月から同年9月までは22万円、同年10月から17年8月までは28万円、同年9月から18年4月までは26万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

申立期間①のうち、平成14年4月から15年12月までの期間について、申立人から提出された上記取引明細表及び複数の同僚の給与支給明細書から確認できる保険料控除額の推移から判断すると、申立人は、当該期間については22万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

申立期間①のうち、平成13年2月から14年3月までの期間について、申立人は当該期間に係る取引明細表等を所持していないが、複数の同僚の給与支給明細書から確認できる保険料控除額の推移から判断すると、申立人は、当該期間については、22万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、資料が無く不明としているが、申立人から提出された上記取引明細表、課税庁から提出された課税資料、及び複数の同僚の給与支給明細書から推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、課税資料等により推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出たおらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②及び③について、申立人から提出された上記取引明細表で確認できる銀行振込額（当該月の給与との合算額が記載）、並びに複数の同僚の賞与支給明細書において確認できる賞与支給額及び保険料控除額から判断すると、申立人は、申立期間②は19万3,000円、申立期間③は26万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと推認できる。

申立期間④、⑤、⑥及び⑦について、申立人から提出された上記取引明細表

において確認できる銀行振込額、課税庁から提出された課税資料において確認できる年間支払金額及び社会保険料控除額、並びに複数の同僚の賞与支給明細書において確認できる賞与支給額及び保険料控除額から判断すると、申立人は、申立期間④は24万6,000円、申立期間⑤は25万1,000円、申立期間⑥は29万5,000円、申立期間⑦は26万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主より賞与から控除されていたものと推認できる。

なお、申立人の申立期間②から⑦までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与支払届の提出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和62年2月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年2月23日から同年3月2日まで

私は、昭和62年2月23日からA社に勤務しているが、ねんきん定期便を確認したところ、厚生年金保険の資格取得日が同年3月2日と記録されているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された労働者名簿により、申立人は、同社に昭和62年2月23日から継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、「当社では、入社日から厚生年金保険に加入するための手続を行っていたはずであり、申立人についても入社月である昭和62年2月分の給与から厚生年金保険料を控除していた。」と回答している上、申立期間当時の社会保険事務担当者も、「社員の採用が決定すると、入社の日を資格取得日とする手続を行っていた。厚生年金保険料の控除は、入社後最初に支給される給与から控除していた。」と証言している。

さらに、複数の同僚は、「A社は、入社と同時に雇用保険及び社会保険の資格取得手続を行っており、入社日と資格取得日は一致している。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和62年3月のオンライン記録

から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険の資格取得日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和62年2月の保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案 7401

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 7 月 26 日
② 平成 18 年 7 月 24 日

申立期間①及び②について、A社から賞与が支給されたにもかかわらず、当該賞与の記録が無い。当該期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、銀行から提出されたお取引明細表により、申立人は、当該期間にA社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚から提出された当該期間の賞与明細書によると、いずれも賞与から支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、賞与から支給額に見合う厚生年金保険料が事業主により控除されていたものと推認される。

したがって、申立期間①及び②に係る標準賞与額の記録については、上述のお取引明細表において確認できる振込額により推認できる賞与支給額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①及び②に係る保険料を納付したか否かについて不明としているが、オンライン記録によると、申立人を含むA社の被保険者全員について、当該期間に係る賞与記録が確認できない上、複数の同僚から提出された賞与明細書によると、当該期間に係る厚生年金保険料を賞与から控除されて

いることが確認できるところ、社会保険事務所（当時）がこれら複数の同僚の賞与支払届に係る処理をいずれも誤るとは考え難いことから、事業主は、申立期間①及び②に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出せず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案7402

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を平成4年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月21日から同年8月1日まで

私は、A社本社から同社B支店に転勤した際にも、空白期間は無く継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事管理台帳及び同社の回答により、申立人は、同社に継続して勤務し（平成4年7月21日に同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立人に係る厚生年金保険の資格取得日を誤って届け出たと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成4年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和54年7月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで

私は、B社及びA社に継続して勤務した。しかし、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答及び複数の同僚の証言から判断して、申立人がB社及び同社のグループ会社に継続して勤務し（同社からA社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人のB社における資格喪失日（昭和54年7月31日）及びA社における資格取得日（同年8月1日）が同日である同僚6人のうち1人の同僚から提出された源泉徴収票によると、当該同僚は、同年6月30日までB社に勤務し、同年7月1日からA社に勤務していたことが確認できることから、申立人も同様に、申立期間においては既に同社で勤務していたことが推認できる。

なお、オンライン記録によると、A社は、申立人の同社における資格取得日と同日の昭和54年8月1日に適用事業所となっているが、商業登記簿によると、会社設立は同年6月29日であることが確認できる上、申立人のB社における資格喪失日（同年7月31日）と同日に資格喪失している同僚6人全員が、A社において申立人と同日（同年8月1日）に資格取得をしており、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断されることから、同社における資格取得日に係る記録を訂正することが妥当

である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和54年8月の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案 7404 (事案 1064、4043、5640 及び 7248 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 1 月頃から 45 年 3 月頃まで
② 昭和 45 年 10 月頃から 47 年 10 月頃まで

過去の四度にわたる申立てについては、いずれも主張が認められなかったが、私は、申立期間①及び②ともに、アルバイトではなく、現地嘱託社員として勤務した。

今回、新たに提出する資料は無いが、申立期間①及び②について、第三者委員会は性善説に立って、再度、審議し、救済してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る当初の申立てについては、当該期間にA社で厚生年金保険被保険者記録がある複数の同僚に照会したところ、二人が「申立人はアルバイトであった。」と証言しており、このうち一人が「アルバイトであったため、社会保険には加入していなかったはずである。」と証言しているものの、このほかの同僚は、「申立人を全く記憶していない。」又は「名前しか記憶していない。」と証言していることから、申立人が同社に勤務した時期等を特定できない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

また、申立期間②に係る当初の申立てについては、当該期間にB社で厚生年金保険被保険者記録がある複数の同僚に照会したところ、申立人が名前を記憶している同僚が「申立人とは何度か出勤途上に駅や電車内で会ったことはあるが、それ以外は分からない。」と証言しており、別の一人が「名前は聞いたことがあるような気がする。」と証言しているものの、このほかの同僚は、「正社員の中に申立人はおらず、アルバイトの中にもいたかどうか記憶が無い。ほかの元同僚に聴いても、申立人を覚えている者はいなかった。」等と証言して

いることから、申立人が同社に勤務した時期等を特定できない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

さらに、A社及びB社の人事記録管理を統括しているC社は、申立期間①及び②当時の資料は保存していないと回答している上、同社の事務担当者は、「当時、アルバイトについては、社会保険に加入させていなかったはずである。D社グループでは、男性の正社員は、D社本社で一括採用しており、A社やB社で正社員を採用することはなかった。」と証言している。

加えて、申立人は、申立期間①及び②に係る雇用保険の記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態及び厚生年金保険の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、既に当委員会の決定に基づく平成21年3月11日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、その後も「D社グループのA社及びB社に勤務していたのに、正社員であったとする証拠が無いから認めないとする審議結果は、第三者委員会は性善説に基づき申立人の立場に立って救済するという趣旨に反しているのではないか。また、委員会の人選についても問題があるのではないか。」と主張し、申立期間①及び②について、これまでに三度の再申立てを行っているが、当該三度の再申立てについて、申立人から新たに関連資料等の提示が無く、当該主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないことから、いずれも既に当委員会の決定に基づく平成22年7月28日付け、23年4月20日付け及び24年4月4日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、今回、申立人は、これまでと同様に「私は、A社及びB社ともに従業員として勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶がある。新たに提出する資料は無いが、第三者委員会は性善説に立って救済してほしい。」と主張し、5回目の申立てを行っている。

しかし、今回も申立人からは、新たに関連資料等の提示が無いことから、当該主張のみでは、委員会の決定を変更すべき新たな事情とは認め難い。

このほかに委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 7405 (事案 7208 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 23 日から 38 年 3 月 9 日まで
前回、脱退手当金を受け取っていないとして年金記録の確認申立てをしたが、結果については、私の主張が認められないものであった。
しかし、私がA社を退職してからは出向いたことが無く、この頃は自宅に電話も無かったので、連絡を取ったことも無い。
新たな資料等はないが、脱退手当金を受け取っていないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同被保険者原票に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 38 年 3 月 9 日の前後 2 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす 30 人(申立人を除く。)について脱退手当金の支給記録を確認したところ、25 人に支給記録が確認でき、このうち 15 人について資格喪失日から 6 か月以内に支給決定がなされている上、厚生年金保険被保険者資格喪失日が同日等の同僚の中には、脱退手当金支給決定日が同一の者が 7 組 20 人認められることなどを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられること、ii) 申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 38 年 9 月 11 日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さやうかがえないことなどから、当委員会の決定に基づく平成 24 年 3 月 14 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、今回、申立人は「新たな資料等はないが、脱退手当金を受け取ったことは無く、納得できない。」と主張して再度申し立てている。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんにあたっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが、申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。

脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存在しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなど、いわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、申立人の資格喪失時の前後2年以内に申立人が勤務していた事業所で資格喪失した者のうち、受給要件を満たした30人（申立人を除く。）の脱退手当金の支給記録を調査したところ、25人に支給記録が確認でき、このうち15人について資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされている上、厚生年金保険被保険者資格喪失日が同日等の同僚の中には、脱退手当金支給決定日が同一の者が7組20人認められること、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和38年9月11日に支給決定されていることなどから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。